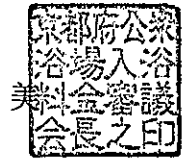


令和6年9月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府公衆浴場入浴料金審議会  
会 長 木 下 明



公衆浴場入浴料金統制額について（答申）

令和6年7月3日付け6生第549号で諮問のありました公衆浴場入浴料金統制額については、下記のとおり改定することが適当であることを答申します。

記

1 新統制額

料金区分	新統制額	備 考
大人（12歳以上）	510円	改定（現行 490円）
中人（6歳以上12歳未満）	160円	改定（現行 150円）
小人（6歳未満）	60円	据置き

2 施行時期

できる限り速やかに改定を実施すること。

3 附帯意見

公衆浴場における経営状況は厳しく、廃業を検討する浴場もある中で、持続的な経営を可能とするため、以下の意見を附する。

- 一般公衆浴場業は、施設の老朽化、後継者不足等の諸課題に加え、昨今の燃料費をはじめとする物価高騰で、今後の事業存続も危ぶまれる状況であり、従来どおりの経営収支推計の算出方法では十分に経営実態を反映できていないとの意見もあったことから、今回の経営収支推計では従来どおりの結果と併せて、補正を加えた結果が示された。

浴場の厳しい経営状況を勘案すると、現行の統制額を据置くことは浴場の存続にも関わる事態となることから、本審議会としては、一旦は従来どおりの経営収支推計に基づいた統制額に早急に改定することが適当と考える。

補正を加えた結果については、補正が適切であるかの検証や、価格激変による府民への影響等を考慮すべきであり、さらに、大人料金と中人・小人料金との乖離等についても慎重に検討する必要があることから、引き続き継続して審議する。